

# 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の改定

## 工程表の位置付け等

- ・ 機構としての年金記録問題の作業目標を定めたもの(22年3月の機構理事会で決定)(23年3月25日の機構理事会で改定決定)
- ・ 22年度から25年度までの4年間を期間とし、年度毎に見直す

◎ 記録問題の当面の重点課題

◎ 工程表改定のポイント

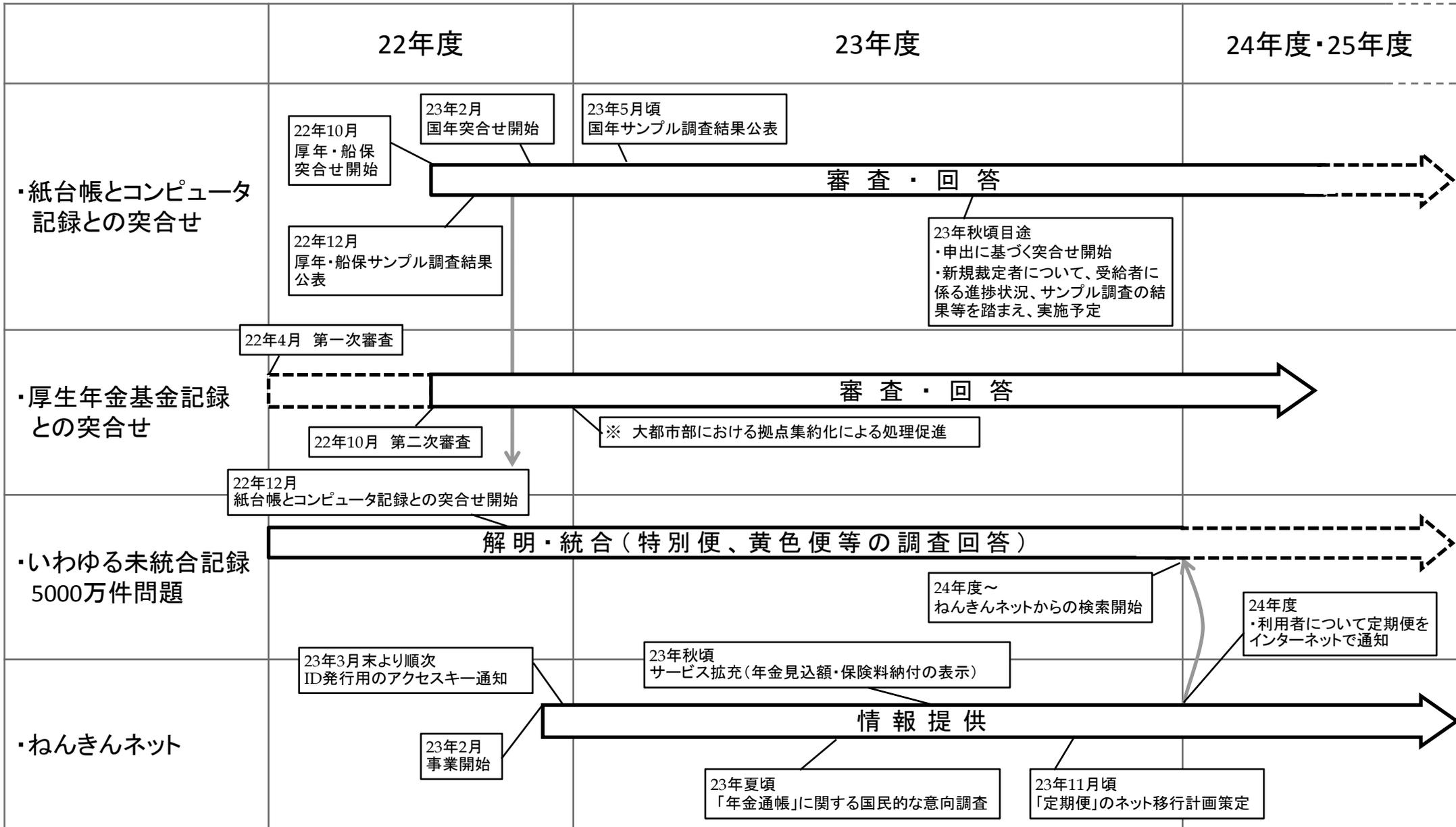
◎ 改定工程表の概要

◎ 改定工程表

平成 23 年 4 月 5 日  
日本年金機構



# 記録問題の当面の重点課題のスケジュール



## 工程表改定のポイント

### 【改定の基本的考え方】

- 初年度の工程表の重点目標であった、ねんきん特別便等の処理が概ね期限どおり達成されたことを踏まえ、
- 今後の重点課題である、①紙台帳とコンピュータ記録との突合せ、②厚生年金基金記録との突合せ、③ねんきんネットなどについて、具体的な取組・処理目標を盛り込んだ。

### 【主な取り組み】

#### ①ねんきん特別便・定期便等関係

- 22年3月以前受付分と22年4月以降受付分について、それぞれ処理期限目標を設定した上で、記録の確認作業を行う。

#### ②紙台帳とコンピュータ記録との突合せ関係

- 本年5月頃に、国民年金の突合せのサンプル調査の結果をまとめ、24年度以降の突合せ作業の全体像を整理した上で、突合せを希望する方の申出への対応等を行う。

#### ③厚生年金基金記録との突合せ関係

- 大都市部において集中的に作業を実施するための拠点を立ち上げ、進捗管理を徹底しながら審査を進め、24年10月末までに厚生年金基金等から二次審査の依頼があったものについて、24年度末までを目途に処理を行う。

#### ④ねんきんネット関係

- 本年秋を目途に、年金見込額の試算や保険料納付済額の表示等の機能追加を行う。
- ねんきんネットの利用者について、24年度の定期便から、インターネットによる通知など郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。
- 24年度以降、約5000万件の未統合記録について、ねんきんネットから、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備を進める。

## 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

	23年度										24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
<b>1 資格照会</b> (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ①22年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 ②23年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 (2) 加入者 23年3月以前受付分											(備考1) 共済組合等への照会を要するものについては、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す (備考2) 厚生年金等の旧台帳に係る調査において突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットを活用した突合せにより一致した者に対し、23年度中に確認のお知らせを送付	
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う ]											
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う ]											
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) ]											
	[ 23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) ]											
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) ]											
<b>2 ねんきん定期便</b> ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分												
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う ]											
[ 23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) ]												
<b>3 受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）</b> ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分												
	[ 23年9月末を目途に確認作業を行う ]											
[ 23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) ]												
<b>4 標準報酬等の遡及訂正事案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める</li> <li>・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討</li> </ul>											
<b>5 年金事務所段階での記録回復の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める</li> <li>・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討</li> </ul>											

	23年度												24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う</li> <li>・22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、きめ細やかな相談対応を行う</li> <li>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な対応を行う</li> </ul>													
7 厚生年金基金記録との突合せ													24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める	
8 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う</li> <li>・23年度に、年金事務所において突合せの受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する</li> <li>・紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する</li> </ul>													
9 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する。</li> <li>○再裁定の処理： 2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。</li> <li>○時効特例給付： 支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを旨とする。</li> <li>○特別加算金の支給： 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</li> </ul>													

※環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

① サービスの向上

- ・秋を目途に、ねんきん見込み額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、協力の得られた市区町村や郵便局において提供を行うとともに、その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- ・24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

② 年金記録問題への活用

- ・秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- ・24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- ・ねんきん定期便を送付する際、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
- ・ねんきん特別便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、秋以降順次、改めて送付を行う。

3 その他

- ・年金相談体制の充実を図る。
- ・年金記録の確認に係る情報など、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

【備考】23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

## (参考)各事項について

### ○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

### ○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

### ○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から22年11月にかけて送付をし、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から実施した戸別訪問調査の結果を踏まえ、必要な記録回復を行ってきたところ。さらに、ねんきん定期便や受給者便に対する回答等を踏まえ、約2万件以外の事案についても、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

### ○再裁定進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

### ○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

### ○特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

平成22年3月26日  
日本年金機構理事会決定  
平成23年3月25日改定

## 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

### I 実施計画の位置付け等

#### 1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

#### 2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

#### 3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

### II 作業項目と進捗目標

#### 1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、黄色便等)

##### ※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

##### ※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

#### (1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

##### ① 22年3月以前受付け分

- 一般の資格照会及びねんきん特別便の処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)については、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

○ 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）の処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）については、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

○ 23年3月以前に受け付けた一般の資格照会及びねんきん特別便については、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

○ 23年3月以前に受け付けた黄色便については、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

**(2) 加入者(本部担当)**

○ 23年3月以前に受け付けたねんきん特別便及び黄色便は、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）を除き、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

[備考1] 共済期間の確認を要するもので、共済組合等への照会を要するもの（共済過去記録と本人申出が相違しているもの等）については、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す。

[備考2] 厚生年金等の旧台帳（1466万件）に係る調査（グレー便の送付）において、突合せができなかった共済年金受給者について、住民基本台帳ネットワークシステムからカナ氏名を取得して再度突合せを行い、一致した者に対し、23年度中に年金記録確認のお知らせを送付する。

## 2 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

**(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)**

① 22年3月以前受付け分

○ 22年3月以前受付け分で、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）について、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2)厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

① 22年3月以前受付け分

- 22年3月以前受付け分で、処理困難ケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）について、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

3 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)(地方組織担当)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付（21年12月から22年11月まで）し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

① 22年3月以前受付け分

- 22年3月以前受付け分で、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）について、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

4 標準報酬等の遡及訂正事案

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- ねんきん定期便や受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案(不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いられた3条件全てに該当する事案)についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、遡及訂正された標準報酬等の記録回復を

進める。

- ※不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いた3条件
- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
  - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
  - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

## (2)今後の検討(本部担当)

- 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

## 5 年金事務所段階における記録回復の促進

### (1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準、22年4月に定められた脱退手当金に関する記録回復基準等に基づき、救済を進める。

### (2)今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。
- 記録回復作業の効率化、迅速化に資する各種参考資料の整備及び検索の容易化を図る。

## 6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(地方組織・本部担当)

- ※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」等送付後の相談

対応の状況等についてフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

- 年金の受給資格等に関する相談対応において、必要に応じ、国家公務員共済組合連合会から提供を受けた旧令共済組合に関するデータを活用し、年金記録の確認を行う。

## 7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

## 8 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

### (1) 突合せ作業の実施(地方組織担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突き合わせを行う。更に23年度に、年金事務所において突合せの申出の受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する。

### (2) 進捗状況の公表(本部担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する。

## 9 再裁定等

### (1) 再裁定の進達(地方組織担当)

#### ※再裁定の進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、0.5か月の平均処理期間を維持する。

【備考】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを契機とした再裁定に関しては、記録突合せセンターにおける再裁定の申出受付(複数の年金受給権を有する受給者等、突合せ後の記録補正に関し年金事務所においてご本人から選択届等をいただく必要があるものにあつては、年金事務所における選択届等の受付)から本

部への進達について、平均処理期間を0.5か月程度とすることを旨とする。

## (2)再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。

## (3)時効特例給付(本部担当)

### ※時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを旨とする。

## (4)特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

### ※特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

## Ⅲ 環境の整備等

### 1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

#### (1)サービスの向上

- インターネットでの年金記録の確認がより便利にできるよう、「ねんきんネット」について、23年秋を目途に、年金見込額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、①協力の得られた市区町村において提供するサービスを実施するとともに、郵便局でも試行的に実施するほか、②その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- 「ねんきんネット」の利用者について、24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。
- 併せて、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進

める。

## (2) 年金記録問題への活用

- 23年秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者（遺族年金を受給する遺族がいる者を除く）の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- また、24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

## 2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- 23年4月から送付するねんきん定期便の中で、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
  - ※ ねんきん特別便等に回答がない受給者に対しては、「ねんきんネットのID等のお知らせ」の中で回答の勧奨を実施。
- ねんきん特別便、ねんきん定期便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、23年秋以降順次、改めて送付を行う。

## 3 相談体制

- 年金相談の充実を図るため、街角の年金相談センターとの連携、研修等による相談能力の向上、窓口仕分けや相談事跡管理システム等による相談の効率化、ブロック本部による混雑事務所の個別対策指導、遠隔地や混雑地への出張相談(常設出張相談所を含む。)の実施等を行う。
- 「ねんきんネット」の照会及び電話相談への対応の充実を図るため、ねんきんダイヤル(一般相談)の体制強化、研修等による相談能力の向上、集中時期のオペレータ席数の増強等を行う。

## 4 関係団体等への協力依頼

- 「ねんきんネット」の利用の呼びかけや年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考] 23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。